

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

- 収納事務の委託（4件）【市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課】 2
- 収納事務の委託【産業経済局総務政策部雇用政策課】 7
- 徴収事務の委託【保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課】 8
- 収納事務の委託【建築都市局計画部都市計画課】 9

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】 10

◇ 病 院 局

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【病院局医療センター事務局経営企画課】 11

北九州市告示第148号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における駐車場使用料の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年4月11日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九メンテ協同組合	北九州市小倉北区下 到津二丁目7番6号	平成30年4月1日か ら平成31年3月31 日まで

北九州市告示第149号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における観覧券販売代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年4月11日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社ヒューマン・クリエイト	北九州市小倉北区室町二丁目10番4号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

北九州市告示第150号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年4月11日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
KNT-CTホールディングス株式会社	東京都千代田区東神田一丁目7番8号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
株式会社日本旅行	東京都中央区日本橋一丁目19番1号	
東武トップツアーズ株式会社	東京都墨田区押上一丁目1番2号	
名鉄観光サービス株式会社	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号	
広交観光株式会社	広島市西区三篠町三丁目14番17号	
ひろでん中国新聞旅行株式会社	広島市中区胡町3番19号	
宇部市交通局	山口県宇部市大字善和203番地90	
株式会社防長トラベル	山口県周南市有楽町23番地	
西鉄旅行株式会社	福岡市中央区薬院三丁目16番26号	
ホテルマネージメントインターナショナル株式会社	東京都中央区小網町6番1号	
大和リゾート株式会社 Active Resorts 福岡八幡	北九州市八幡東区枝光一丁目1番1号	
堀川トラベルサービス株式会社	福岡県八女市本村347番地1	
祐徳旅行株式会社	佐賀県鹿島市大字高津原4078番地の1	
祐徳自動車株式会社	佐賀県鹿島市大字高津原4078番地	
株式会社西肥バス旅行社	長崎県佐世保市白南風町8番17号	

島鉄観光株式会社	長崎県島原市弁天町二丁目7385番地1
大分交通株式会社	大分県大分市新川西8組の3
株式会社石見観光	島根県益田市駅前町17番2号
長崎県営バス観光株式会社	長崎県長崎市大黒町3番1号
九州産交ツーリズム株式会社	熊本市中央区辛島町5番1号
株式会社阪急交通社	大阪市北区梅田二丁目5番25号
長崎バス観光株式会社	長崎県長崎市滑石四丁目6番33号
西日本観光旅行株式会社	北九州市小倉北区京町三丁目14番11号
株式会社イワミツアー	島根県益田市幸町2番63号
株式会社オリオンツアー	東京都中央区東日本橋三丁目10番6号
株式会社ヒューマングループ	長崎県佐世保市早岐三丁目12番6号

北九州市告示第151号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年4月11日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社西日本ミュージアムサービス	北九州市八幡東区東田二丁目4番1号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

北九州市告示第152号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州産業技術保存継承センター内の物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年4月11日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州活性化協議会	北九州市小倉北区古船場町1番35号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

北九州市告示第 1 5 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立福祉会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 4 月 1 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	平成 3 0 年 4 月 1 日か ら平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第154号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市基本図、北九州市地形図及び北九州広域都市計画総括図の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年4月11日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

北九州市公告第 2 1 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 0 年 4 月 1 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
北九州市政だより 9, 7 9 2 万ページ
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 3 0 年 3 月 1 3 日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社ゼンリンプリンテックス
北九州市門司区松原三丁目 5 番 8 号
- 5 落札金額
1 ページ当たりの金額 5 1 銭
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 3 0 年 1 月 3 1 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市病院局公告第11号

一般競争入札により業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市病院局契約規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第14号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年4月11日

北九州市病院局長 古川 義彦

1 契約内容

(1) 業務の名称及び数量

平成30年度北九州市立病院医薬品、診療材料管理に係るコンサルティング顧問業務 一式

(2) 業務の内容等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市病院局長が指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市病院局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市病院局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、400床以上の病院に係る医薬品単価契約支援業務の契約実績が10件以上あること。

(5) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、400

床以上の病院に係る診療材料単価契約支援業務の契約実績が15件以上あること。

(6) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に、400床以上の病院に係るSPD関連（監査等）業務の契約実績が3件以上あること。

(7) 医薬品及び診療材料のベンチマークシステムを自社で有し、かつ、その標本数が特定機能病院30施設以上、国公立病院40施設以上、民間病院30施設以上及び九州地区で300床以上の病院10施設以上あること。

(8) 北九州市立病院の医薬品及び診療材料の納入業者（関連会社を含む。）でないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続の開始の申立てがなされていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続の開始の申立てがなされていないこと。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市病院局医療センター事務局経営企画課企画係

イ 期間 公告の日から平成30年4月17日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。電子メールでの交付を希望する場合は、北九州市病院局医療センター事務局経営企画課企画係（電話 093-541-1831）に連絡すること。

(3) 事業者説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市立医療センター 別館6階 602会議室

イ 日時 平成30年4月19日 午前10時

(4) 競争入札参加の申請書等の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、公告の日から平成30年4月24日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時までに、競争入札参加の申請書を北九州市病院局医療センター事務局経営企画課企画係に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場

所に書留郵便により、平成30年4月24日午後5時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市立医療センター 別館6階 602会議室

イ 日時 平成30年4月27日 午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(5) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市病院局医療センター事務局経営企画課企画係

〒802-0077 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

電話 093-541-1831